

平成 31 年 3 月 11 日

受注者の皆さまへ

佐渡市企画財政部財政課
契 約 検 査 室

ウィークリー・スタンスの実施について

佐渡市では、建設関連企業等における働き方改革への取り組みと、受発注者間の共通目標である計画的な業務遂行を図るため、ウィークリー・スタンスを実施することとしました。

受注者の皆さま方におかれましては、本取り組みの趣旨をご理解のうえ、円滑かつ適正な業務の履行について、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。

佐渡市企画財政部財政課契約検査室
〒952-1292 佐渡市千種 232 番地
TEL(0259)63-5137 FAX(0259)63-5124
E-mail k-koji@city.sado.niigata.jp

ウィークリー・スタンスは受発注者が連携し推進

- ◆ 18年6月に改正労働基準法など計8本の法律を束ねた「働き方改革関連法」が成立し、19年4月(中小企業は20年4月)から建設コンサルタントは残業時間の上限規制を超えると企業に罰則。(6ヶ月以下の懲役 or 30万円以下の罰金)
- ◆ これまで対象外だった建設業は、企業規模に関係なく24年4月から規制適用。
- ◆ 長時間労働の抑制は、受発注者が共に取り組むべき課題。
- ◆ 佐渡市では、建設業等の働き方改革への取り組みを支援するため、ウィークリー・スタンス等を推進。

ウィークリー・スタンス：業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンス(姿勢)を目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するもの。

■ ウィークリー・スタンスとして取り組むべき基本的項目

取り組むべき内容を、受発注者相互で確認・調整のうえ推進する。

[基本項目](実情に応じて項目の見直しは可能)

- ① 休日明け日を依頼の期限日としない。(月曜日、祝祭日の翌日等)
- ② ノー残業デーは定時に退勤する。(水曜日等)
- ③ 休前日に依頼しない。(金曜日、祝祭前日等)
- ④ 勤務時間外に依頼をしない。(17時以降等)
- ⑤ 勤務時間外に打合せをしない。(17時以降等)
- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ⑦ その他業務環境の改善に資するもの

例：・業務時間外にかかるおそれのある16時以降は、打合せをしない。
・打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
・打合せ時間は1時間以内を基本とする。
・ノー残業デーや金曜日は定時の帰宅に心がける。

